

個人所得税の課税ベースと税負担について（要約）

本レポートでは、個人所得税の税負担に関して近年議論がなされている 2 つの論点について、検証を行った。

(1) 課税ベースの狭小化の問題：

所得税は、広い課税ベースで担われているのか。諸控除制度は、課税ベースや所得税負担にどのような影響を及ぼしているのか。

(2) 公的負担の世代間負担の問題：

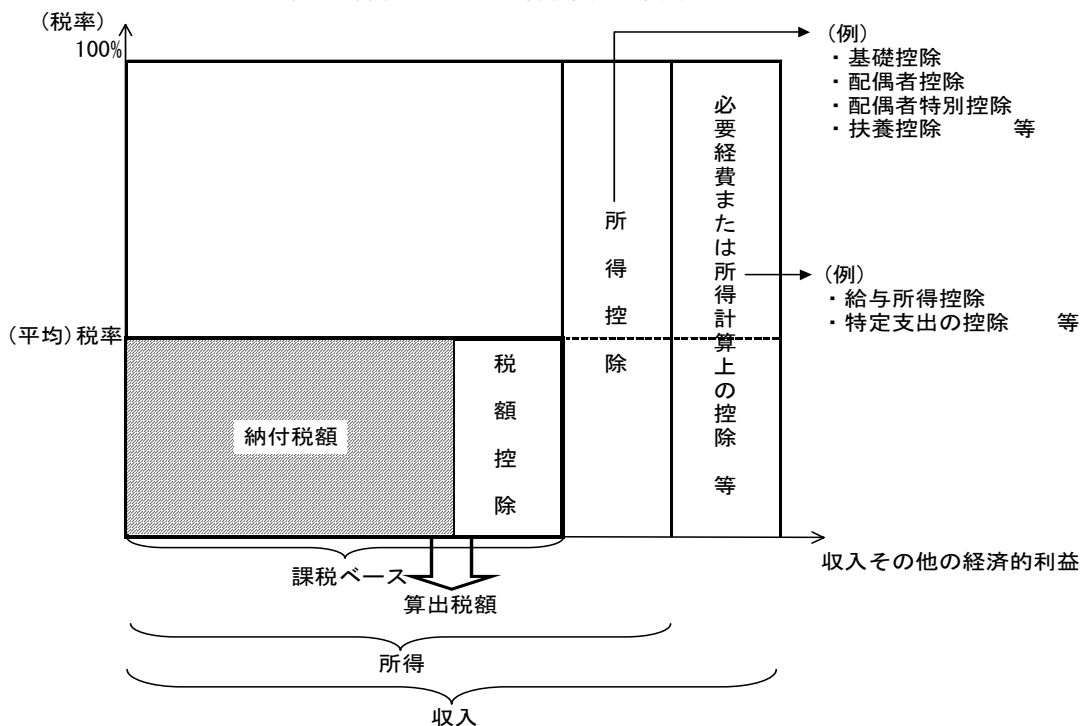
所得税負担を含む公的負担が世代間でどのように担われているのか、あるいはライフサイクルを通じてどのように負担されるのか。

1 所得税の課税ベースと控除制度

(1) 課税ベースと所得税負担の関係

所得税の負担額(算出税額)の大きさは、適用税率の高さと課税ベースの広さにより決定。後者は、収入のうちどの程度が課税の対象となる課税所得として捕捉されるかにより依存(図表 A)。

図表 A 課税ベースと所得税負担の関係(イメージ図)

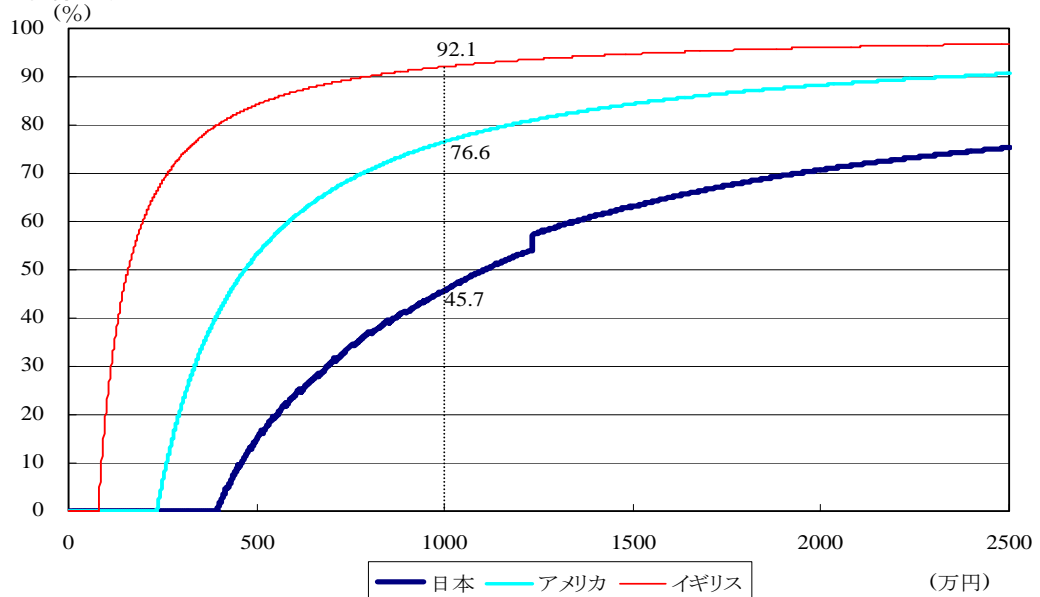


(2) 課税ベースの狭小化と非課税者割合の増大

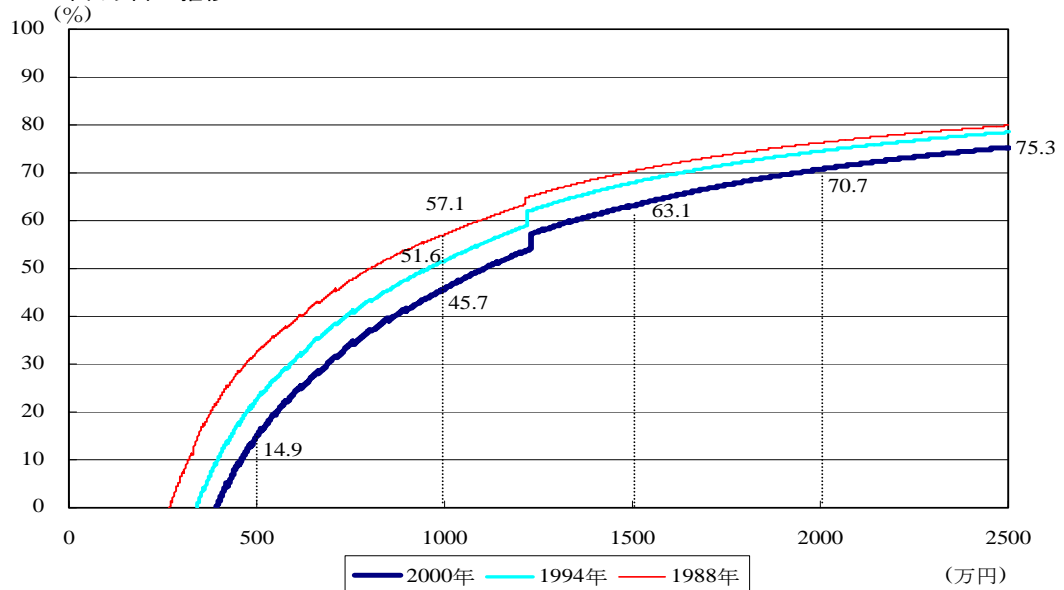
我が国の所得税は、諸控除の存在により課税ベースが狭小化しており、給与総額に占める課税所得の割合は4割余りで推移。米英両国に比べても、課税ベースは狭小。また、90年代の税制改正に伴う諸控除の拡充措置により、この割合はさらに低下。世帯属性別では、単身者に比べ子供がいる夫婦世帯の者では、高い課税最低限の後に課税所得の割合は緩やかに上昇（図表B）。

図表B 給与収入に占める課税所得の割合(国税のみ)

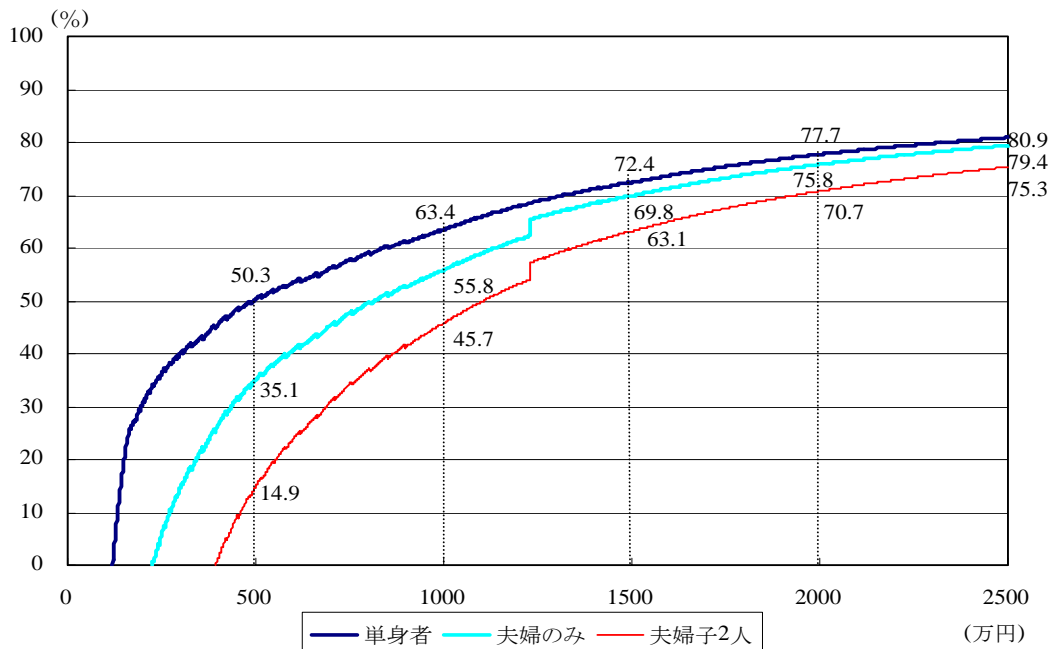
① 国際比較



② 80年代以降の推移



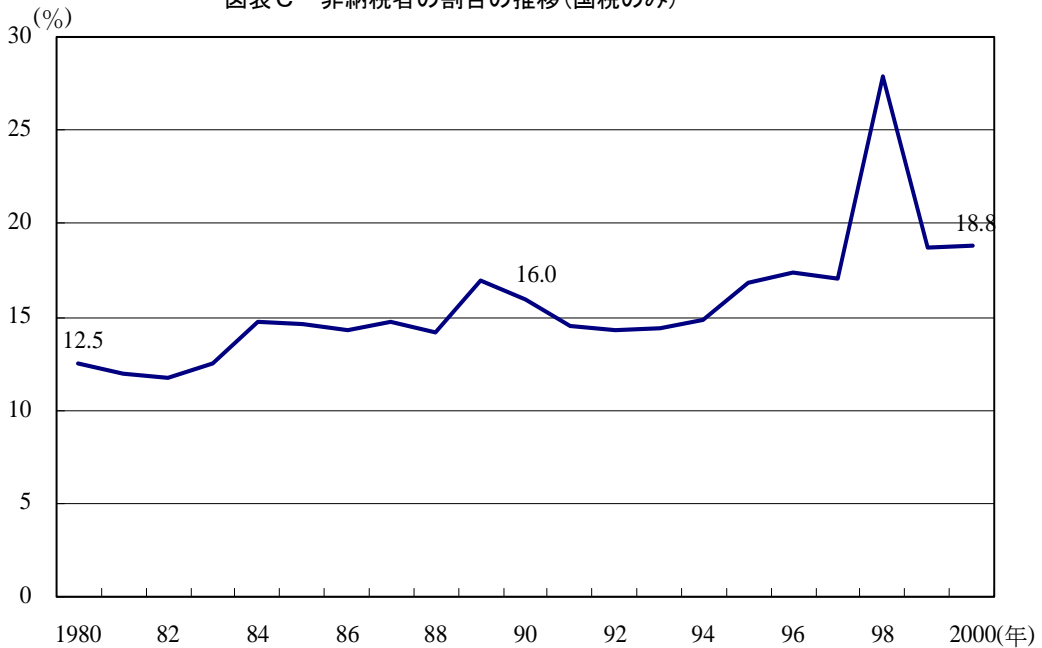
③ 世帯属性別



(備考) 1. ①、②については夫婦子2人(15,17歳)の給与所得者について、③については各世帯構成の給与所得者について、給与収入に占める課税所得の割合を算出。
 2. 邦貨換算は1ドル=122円、1ポンド=174円として算出。
 アメリカについては夫婦合算申告、Standard Deductionを適用。課税所得の割合を算出したものであり、その後の児童税額控除、EITC、WFTC等の影響は反映しない。

所得税を負担していない非課税者の割合は上昇しており、給与所得の約2割が非課税に(図表C)。

図表C 非納税者の割合の推移(国税のみ)



(備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」各年版より作成。
 2. 1年を通じて及び1年未満勤続の給与所得者を対象とし、国家(地方)公務員、公団・公庫職員、日雇労働者等は除く。

米英両国では所得控除は比較的簡素で、課税ベースを広く捕捉して課税。例えば、米国では概算控除としての標準控除と世帯人数分の人的控除のみ適用。ただし、低所得層等に対しては税額控除により支援策を講じて税負担を軽減（図表D）。

図表D 日米英の控除項目（イメージ図）

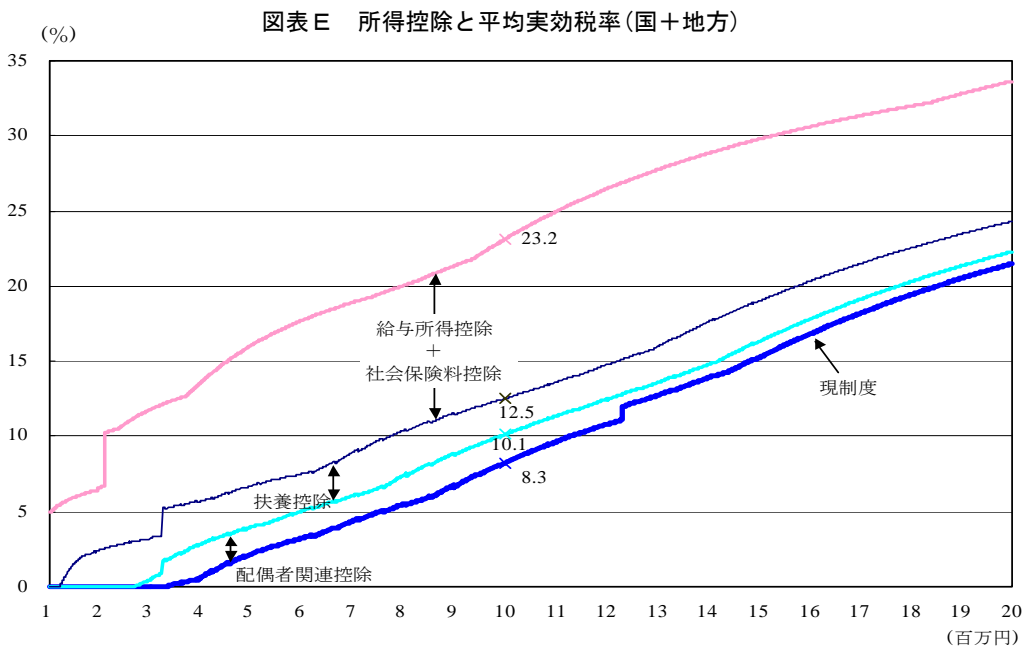
	日本	アメリカ	イギリス
給与所得控除	65万円～	独身者 4,550\$ 夫婦者 7,600\$	原則なし
配偶者控除等	38～76万円		高齢者以外なし
基礎控除	38万円	2,900\$ ×人	4,535 £
扶養控除	38万円×人 16～23歳 63万円×人	600\$×人	520 £
老年者控除	50万円	老年者 ～1,050\$ 障害者 ～750\$	基礎控除+ ～1,685 £
障害者控除	27万円		1,450 £
社会保険料控除	拠出分全額	なし	なし

（備考）1．税務研究会「日本の税法」、IRS“Tax Guide 2001”、Inland Revenue“Understand Your Tax Code”等より作成。

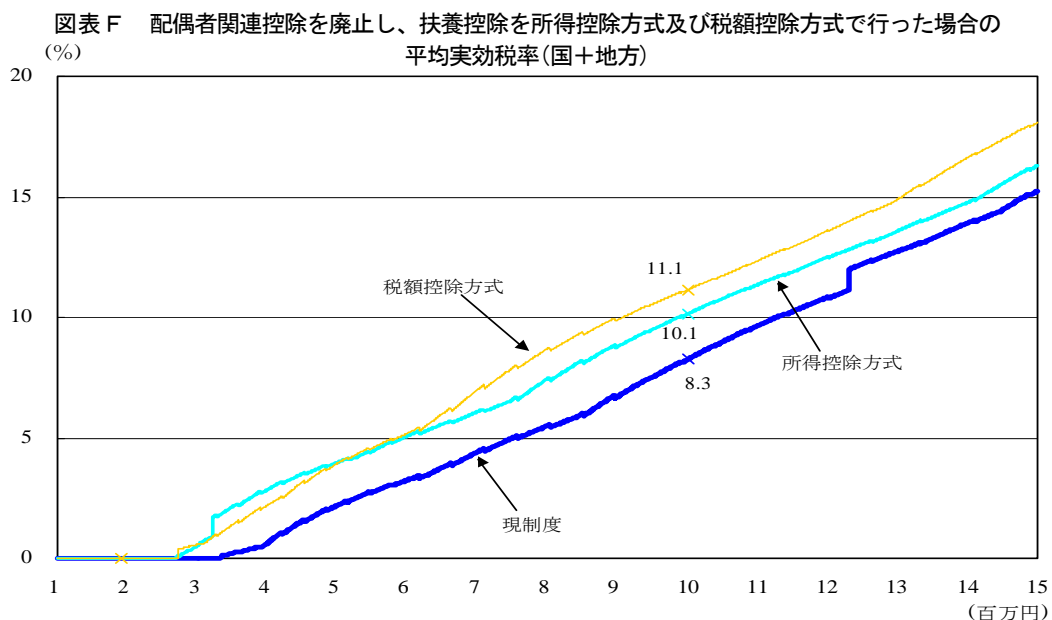
2．図中 部分は所得控除方式。 部分は税額控除方式。

(3) 諸控除による税負担の軽減

控除制度の適用により納税者の所得税負担は大きく軽減されており、例えば配偶者控除及び配偶者特別控除により、税負担率は1~2%程度軽減（図表E）。



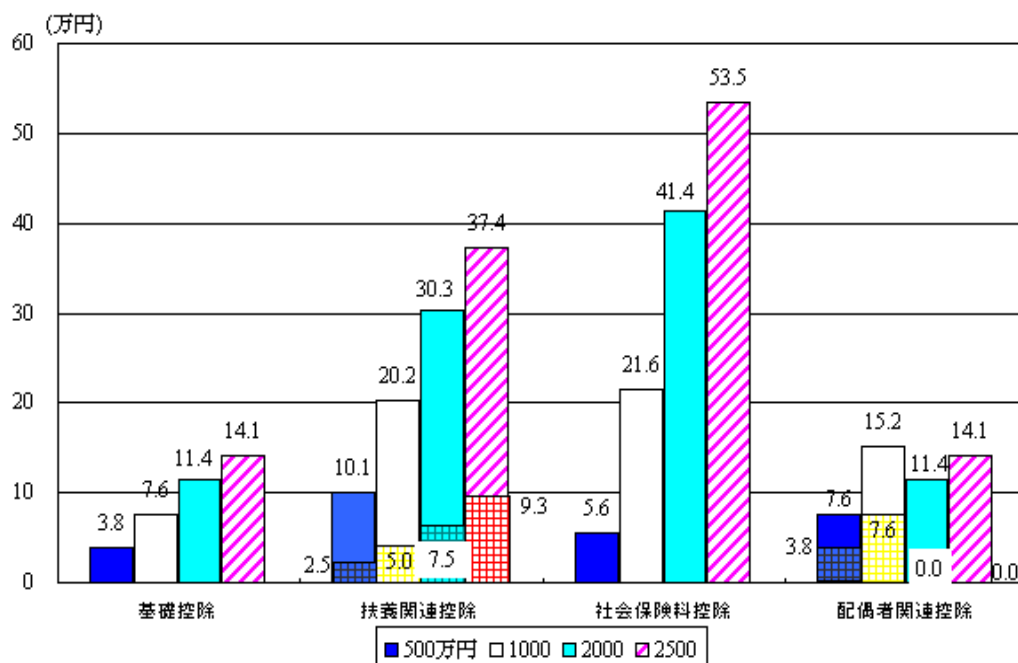
控除の方法として所得控除と税額控除を比較すると、後者の方が控除のメリットがより低所得層に集中（図表F）。



- (備考) 1. 2001年の税制に基づき作成。配偶者関連控除=配偶者控除+配偶者特別控除。
 2. 平均実効税率=(所得税納税額+住民税納税額)/給与収入。
 3. 夫婦二人(1人は特定扶養控除対象)の給与所得者を前提とした。
 4. 扶養税額控除は現在の扶養控除額の10%(地方税は5%)を控除することとした。

諸控除による税負担軽減額を控除別にみると、例えば扶養控除では年収500万円の者では10万円であるのに対し、年収1,000万円の者では20万円、年収2,500万円の者では37万円に（図表G）。

図表G 各種控除廃止時の税負担増加額(年収階級別1人当たり)(国税のみ)

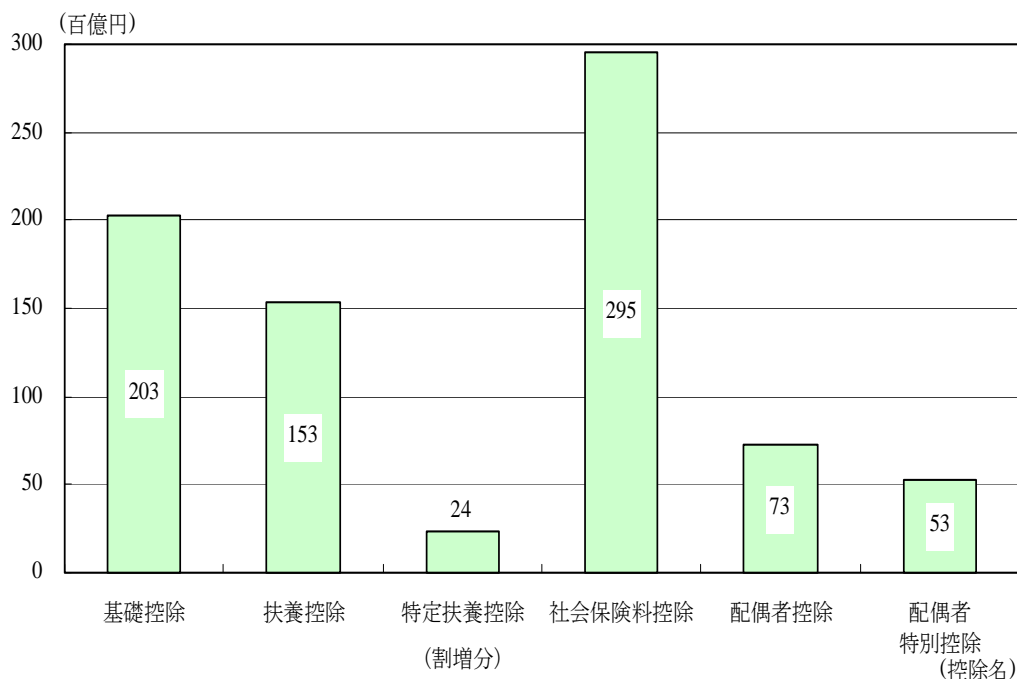


- (備考) 1. 専業主婦子二人(1人は特定扶養控除対象)の給与所得者を対象として算出。
 2. 収入階級別に各控除を廃止した時の1人当たり税負担増加額を年収階級別に算出。
 3. 扶養控除のうち網掛け部分は特定扶養控除分(割増分)。同様に配偶者控除等の内、網掛け部分は配偶者特別控除(2000, 2500万円では適用無し)。
 4. 税額控除、定率減税等の効果は加味しない

(4) 諸控除による減収規模

所得控除による減収額は、例えば配偶者控除及び配偶者特別控除で 1.3 兆円、扶養控除で 1.8 兆円の規模（図表 H）。

図表 H 各種控除廃止時の税収増加見込み(年収階級別)(国税のみ)



- (備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」「同申告所得税の実態」2000年より作成。
2. 給与所得者のうち国家・地方公務員、公団・公庫職員、日雇労働者は除く。
3. 納税者のみを対象とする（控除が廃止されると課税最低限を超えるものの増税額は含まない）
4. 税額控除、特別減税等の効果は加味しない。